

一 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年^大農林水産省令第一号）

改正案

現行

（業務の代理の認可の申請等）

第十一条（略）

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等）をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分に該当するものであること。

二〇十（略）

3・4（略）

（業務の代理の認可の申請等）

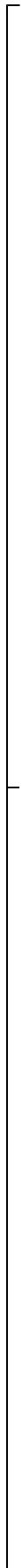
第十一条（略）

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二〇十（略）

3・4（略）



二 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣}農林水産省令第十六号）

改 正 案

（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）

第二条（略）

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条及び第百条において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分に該当するものであること。

二・三（略）

現 行

（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）

第二条（略）

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条及び第百条において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二・三（略）

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第三条 (略)

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当するものであること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第三条 (略)

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

四〇六 (略)

二〇六 (略)

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

四〇六 (略)

二〇六 (略)

三 農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府令第十四号）

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一号から八号までのうち、 第一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一号から八号までのうち、 第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p>

四 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府令第七号）
内閣府令第七号

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連 結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結普通 出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比 率をいう。</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連 結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結普通 出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比 率をいう。</p>